

知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画

環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道

平成31年4月

1. 目的

知床世界自然遺産地域管理計画に定められた管理の方策のなかで、遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、長期的なモニタリングを実施することとなっている。

本計画は、順応的な管理を「効果的かつ効率的」に実施するために必要となるモニタリング項目とその内容を定めることを目的に策定するものである。

2. モニタリングの基本方針

本計画では、順応的な管理を実施するために評価項目を設定し、評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目及びその内容を定める。

1) 評価項目

評価項目は、知床世界自然遺産のクライテリアが維持されているか、ユネスコ/IUCN からの勧告に対応できているか、遺産地域管理計画に記載された管理ができているかを評価するために設定する。評価項目は以下のとおりとする。

評価項目の選定理由は【別表1】に示す。

- I 特異な生態系の生産性が維持されていること。
- II 海洋生態系と陸上生態系の相互関係が維持されていること。
- III 遺産登録時の生物多様性が維持されていること。
- IV 遺産地域内海域における海洋生態系の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業が両立されていること。
- V 河川工作物による影響が軽減されるなど、サケ科魚類の再生産が可能な河川生態系が維持されていること。
- VI エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響が発生していないこと。
- VII レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること。
- VIII 気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること。

2) モニタリング項目

評価項目ごとに評価に必要なデータを得るためのモニタリング項目を設定する。1つの評価項目を評価するために、複数のモニタリング項目が設定されている。モニタリング項目の数を増やさないように、複数の評価項目の評価に資するモニタリング項目を選択しているため、異なる評価項目に同じモニタリング項目が対応する。

モニタリング項目は37項目設定し、実施主体等に応じて、下記のとおり分類する（【別表2】）。

- ① 主に関係行政機関で実施するモニタリング項目
 ※関係行政機関とは、環境省、林野庁、北海道の3者。
- ② 地元自治体、関係団体、専門家、その他の行政機関等に協力を依頼するモニタリング項目

なお、上記以外の調査研究については、「③その他の調査研究」として推進を検討する。

3) モニタリング手法及び評価基準

評価項目ごとのモニタリング項目について、実施主体、評価主体、モニタリング手法、評価指標及び評価基準は【別表3】のとおりとする。なお、様々な施策の検討の際に参考資料となる基礎情報収集のためのモニタリング項目については、評価基準を設けない。

モニタリング手法、評価指標及び評価基準については、「実施が容易である」、「変化の予兆をつかめる指標である」、「評価が容易である」という3つを満たすことを目指し、必要に応じて計画期間内であっても柔軟に見直すものとする。

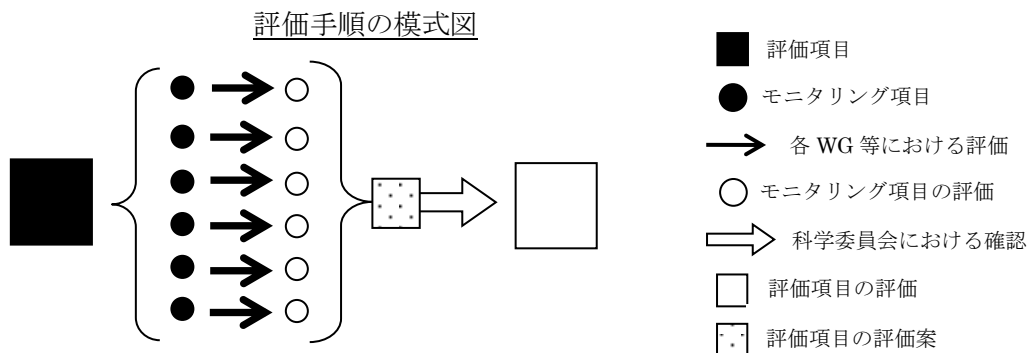
4) モニタリングの実施と結果の共有

モニタリングの実施にあたっては、関係者と緊密な連携・協力を図ることとし、必要なモニタリング・調査結果については、情報の共有を図る。

3. 評価の手順

評価項目の評価は、モニタリング項目の評価を踏まえて行われる。モニタリング項目の評価は、モニタリング結果からモニタリング項目ごとに評価を行うことである。

8つの評価項目の評価は、科学委員会が行う。モニタリング項目の評価は、各WG及びAP（以下「WG等」）が行う。



各 WG 等の専門性が活かされるよう、分野別に特化した評価項目に基づいて、各 WG 等に関連する評価項目を以下のとおりとし、各 WG 等は関連評価項目に該当するモニタリング項目の評価を行うものとする。

- ◇ 海域ワーキンググループ：I，IV
- ◇ エゾシカ・ヒグマワーキンググループ：VI
- ◇ 河川工作物アドバイザー会議：V
- ◇ 適正利用・エコツーリズムワーキンググループ：VII

なお、WG 等として評価が難しいモニタリング結果については、評価を行うことのできる科学委員会等の委員又は外部の専門家・検討会議等が、WG 等に代わりその評価を実施することを妨げない。

更に、各 WG 等は、単独又は連携により、評価項目の評価案を作成する。科学委員会は、評価案について確認し、評価項目の評価を決定する。評価項目の評価は、可能なものから順次着手し、本計画期間ごとの評価完了を目指す。

4. 計画の枠組

1) 計画期間

本計画は 10 年を一期とし、第 1 期は 2012 年 4 月から 2022 年 3 月までとする。概ね 5 年毎に本計画の継続・変更について検討を行う。

2) その他

関係行政機関は、本計画に基づき毎年のモニタリング事業内容を決定し、当該年度に実施すべきモニタリング、調査を可能な範囲で実施する。また、調査の実施状況等を踏まえ、評価を毎年行うことが困難又は適当ではないモニタリング項目については、その評価を担当する各 WG 等において適切な評価時期等を判断する。

なお、必要に応じて当該年度毎に各機関の役割分担を見直すものとする。

(参考)

平成 24 年 2 月 策定

平成 27 年 2 月 一部改定 (第 1 回)

平成 31 年 4 月 計画全体の改訂 (第 1 回)